

養育医療の申請手続きについて

未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

必要書類をそろえて、できるだけ1か月以内に、手続きをお願いします。（健康保険の手続き等のために1か月以内の手続きが困難な場合はご相談ください）
申請を受け付けて養育医療券を発行するまでに、約1か月程度かかります。

必要書類等

下線のあるものは、申請窓口でご記載いただけます。

- 1 申請書（様式第1号）：佐賀市役所1階（59～61番窓口）・ホームページ
- 2 意見書（様式第2号）：医療機関より渡されます。申請時にご持参ください。
- 3 世帯調書（様式第3号）：佐賀市役所1階（59～61番窓口）・ホームページ
- 4 子どもの健康保険証
- 5 子どもの医療費受給資格証
- 6 子ども及び子どもと同一生計の直系3親等内（父母・祖父母・曾祖父母）の扶養義務者の個人番号（マイナンバー）カード（準備できない場合はご相談ください）

①申請者（扶養義務者）

- ・個人番号カード

（通知カードのみの場合は、あわせて運転免許証など顔写真付きの証明書）

※顔写真付の証明書をお持ちでない方は、健康保険証と年金手帳など2つの書類が必要になります。

②子ども及び申請にいられていない、その他の同一生計扶養義務者

- ・各々の個人番号（マイナンバー）カードもしくはその通知カード
- ・各々の健康保険証

※マイナンバーカード、通知カードどちらもお持ちでない方については、個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書が必要になります。

7 印鑑

- ◎医療券発行後に住所、氏名、世帯、健康保険証に変更が生じた場合は変更届が必要です。
- ◎お預かりした個人情報、厳重に管理し、養育医療申請のためのみに使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- ◎お子様の退院日が決まりましたら、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

佐賀市役所 こども健康課 保健企画係
佐賀市栄町1番1号 59～61番窓口
電話 0952-40-7241